

海老名市消防団維持交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市消防団の設置に関する条例（昭和41年条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき設置された消防団が行う事業を維持し、又はその事業の促進を図るため、予算の範囲内において海老名市消防団維持交付金（以下「維持交付金」という。）を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 維持交付金の交付対象は、海老名市消防団とする。

(交付対象事業)

第3条 維持交付金の交付対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防活動に必要な訓練、会議及び研修に関する事業
- (2) 消防団員の募集に関する事業
- (3) 火災予防に関する事業
- (4) 福利厚生に関する事業
- (5) 地域活動における防災支援に関する事業
- (6) その他市長が必要と認めた事業

(交付申請)

第4条 維持交付金の申請者（海老名市消防団の組織等に関する規則（昭和41年規則第16号）第2条に規定する消防団本部の団長。以下同じ。）は、毎年度1回、海老名市消防団維持交付金交付申請書（第1号様式）に収入支出計画書を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、維持交付金の交付及び交付額を決定し、海老名市消防団維持交付金

交付決定通知書（第2号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

ただし、維持交付金の交付額は当該年度の予算の範囲内の額とする。

（維持交付金の請求等）

第6条 維持交付金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、海老名市消防団維持交付金交付請求書（第3号様式）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに維持交付金を交付する。

（変更の承認）

第7条 交付決定者は、当該事業に変更が生じたときは、海老名市消防団維持交付金変更承認申請書（第4号様式）に変更後の収入支出計画書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは承認し、海老名市消防団維持交付金変更承認通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、海老名市消防団維持交付対象事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

（1）収入支出実績報告書

（2）その他市長が必要と認める書類

（調査等）

第9条 市長は、維持交付金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は市職員に調査を行わせることができる。

（交付金額の確定）

第10条 市長は、第9条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき維持交付金の額を確定し、海老名市消防団維持交付金確定通知書（第7号様式）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、維持交付金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した維持交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 維持交付金を他の用途に使用したとき。
- (2) 維持交付金の交付決定の内容又は交付条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により維持交付金の交付を受けたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

《平成20年4月1日制定》

《平成23年4月1日一部改正》

《平成27年4月1日一部改正》(体裁、文言等の整理)

《平成29年4月1日一部改正》(様式の一部改正)

《令和3年7月1日一部改正》(押印廃止)

《令和5年4月1日一部改正》(内容の一部改正)

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

団 名

氏 名

海老名市消防団維持交付金交付申請書

年度の消防団運営事業について、海老名市消防団維持交付金を受けたいので海老名市消防団維持交付金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 維持交付金の分類

2 事業目的及び内容

3 事業効果

4 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

5 交付申請額 金 _____ 円

収入支出計画書

1 収入

区分 (科目)	金額	備考
合 計		

2 支出

科 目		金額	備考
大科目	小 科 目		
管理費			
小 計			
事業費			
小 計			
合 計			

海消収第 号

年 月 日

海老名市消防団

殿

海老名市長

海老名市消防団維持交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました海老名市消防団維持交付金の交付について、海老名市消防団維持交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 維持交付金の分類

2 維持交付金決定額 金 _____ 円

3 交付条件

- (1) この維持交付金の対象となる事業は、要綱第3条に規定する事業とする。
- (2) 事業を変更しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 交付を受けた維持交付金を他の用途に使用し、その他事業に関して維持交付金の決定内容、若しくは交付条件、その他法令又はこれらに基づく市長の指示、若しくは命令に違反したときは、交付を受けた額の全部又は一部を取り消すことがある。
- (5) その他規則に定めるところに従うこと。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

団 名

氏 名

㊞

海老名市消防団維持交付金交付請求書

年 月 日付け海消収第 号で交付決定のありました、海老名市消防団維持交付金の交付を受けたいので、海老名市消防団維持交付金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

1 維持交付金の分類

2 維持交付金請求額 金 _____ 円

3 振込先

金融機関名			
口座の種類		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

団 名

氏 名

海老名市消防団維持交付金変更承認申請書

年 月 日付け海消収第 号で交付決定を受けた海老名市消防団維持交付金に係る事業を変更したいので、海老名市消防団維持交付金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 維持交付金の分類

2 変更内容

2 変更理由

2 交付金額

(1) 既交付決定額 金 _____ 円

(2) 変更交付申請額 金 _____ 円

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

団(分団)名

氏 名

海老名市消防団維持交付対象事業実績報告書

年 月 日付け海消収第 号で交付決定を受けた海老名市消防団維持交付対象事業が完了したので、海老名市消防団維持交付金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 維持交付金の分類

2 事業目的及び内容

3 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

4 事業成果

収 入 支 出 実 績 報 告 書

1 収入

区分 (科目)	金 額	備 考
合 計		

2 支出

科 目		金 額	備 考
大科目	小 科 目		
管理費			
小 計			
事業費			
小 計			
合 計			

第7号様式（第10条関係）

海消収第 号

年 月 日

海老名市消防団

殿

海老名市長

海老名市消防団維持交付金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった海老名市消防団維持交付金について、次のとおり交付すべき額を確定したので海老名市消防団維持交付金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 維持交付金の分類

2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 維持交付金決定額 金 円

4 維持交付金確定額 金 円

5 差引額 金 円